

陳 情 文 書 表

令 2 陳情第 4 号	令和 2 年 4 月 2 7 日 受理
件 名	秦野市における犯罪被害者等支援条例の制定を求める陳情
陳 情 者	秦野市東田原 4 9 9 - 8 認定特定非営利活動法人神奈川被害者支援センター 専務理事兼所長 長島 豪
陳 情 の 要 旨	
<p>私どもは、全国 4 8 団体の被害者支援センターの仲間と共に犯罪被害に遭われた被害者の方々の早期回復と被害者を温かく支える社会づくりを目的に各公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受け、都道府県警察と連携した支援活動を日々続けております。</p> <p>神奈川被害者支援センターも平成 1 3 年に活動を開始した民間のボランティア中心の団体であります。現在、神奈川県、神奈川県警察と情報を共有しながら多くの犯罪被害者やその御家族、御遺族に寄り添いながら犯罪被害からの早期回復と社会への啓発活動を推進しております。</p> <p>申し上げるまでもなく、犯罪被害に遭うということは、その時から家族を含め、今までの生活が一変してしまうこととなります。そして、その犯罪被害からの回復には長い時間が必要であり、犯罪被害者支援も中長期にわたることが少なくありません。おかげさまで、犯罪被害者等基本法（平成 1 7 年 4 月 1 日施行）に基づき、神奈川県では、神奈川県犯罪被害者等支援条例（平成 2 1 年 4 月 1 日施行）により、犯罪被害者支援に特化した支援体制が確立されておりますので、全国的にも充実した支援内容となっております。</p> <p>しかしながら、被害者支援を行いながら実感しておりますのは、被害者の方々が生活の本拠としております市町村での支援が定かでないことあります。神奈川県内でも犯罪被害者支援に特化した支援条例を定めておりますのは、茅ヶ崎市と横浜市の 2 市のみであります。犯罪被害者にとって、その回復には身近な行政機関であります市町村での支援は必要不可欠の部分と考えております。</p> <p>秦野市議会におかれましては、増加傾向にある犯罪被害者の支援に御理解をいただき、市民のために一日も早く、生活支援、福祉支援を柱とした犯罪被害者等支援条例を制定することにお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。</p>	